

令和8年度既存照明設備LED化更新工事助成金について

1 助成対象期間

令和8年3月1日から令和9年2月末日までに工事、支払いが完了するもの。

2 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月5日(厳守)

ただし、予算に達した場合はそれまでとする。

3 助成対象

埼玉県内の事務所、営業所、休憩所、車庫(貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設。自社物件に限る。)の既存照明設備のLED化更新工事(機器購入費含む)

- ・更新工事を伴わない電球や蛍光管交換、可搬式を除く。
- ・リース品でないこと。
- ・住宅と一体である場合は、LED化更新工事個所が事業用スペースであることが分かるように、工事後の写真等状況がわかる資料を添付。
- ・消費税は除く。

4 助成金額

助成対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)

ただし、消費税を除く10万円以上の工事費、上限は20万円

5 その他

(1)本助成金事業開始から終了までの間に、各事業者1回に限り助成

前年度以前に助成を受けた事業者は対象外